

4.報告及び検査（法第20条）

(1) 報 告

市町村長は、改善勧告若しくは改善命令又は応急措置命令の発動に関し必要があると認めるときに、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求めることがあります。

(2) 検 査

市町村職員が当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査することがあります。

5.罰 則（法第24、27、28条）

改善命令又は応急措置命令に従わないとき、報告を行わず、若しくは虚偽の報告をしたとき、あるいは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、罰則が適用されます。

6.野外燃焼行為の禁止等（法第15条、三重県生活環境の保全に関する条例第16条）

ゴム、ピッチ、皮革その他の燃焼に伴って悪臭を生じる物質を野外で多量に焼却してはいけません。

